

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005

(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定) (抄)

第 2 章 「小さくて効率的な政府」のための 3 つの変革

2. 仕事の流れを変える

(3) 予算制度改革

(モデル事業等の一般化)

成果目標 (Plan) - 予算の効率的執行 (Do) - 厳格な評価 (Check) - 予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させる。このため、以下の取組を行う。

- ① 「モデル事業」を試行から一般的取組に移行させる。その第 1 ステップとして、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、平成 18 年度予算からは「成果重視事業」(仮称)を創設し、別紙の取組を行う。
- ② 政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるよう、予算書、決算書の見直しを行う。平成 20 年度予算を目途に完全実施することを目指し、平成 18 年度までに実務的検証を完了させる。また、政策評価と予算の連携強化を含め、政策評価制度に関する見直しを着実に進めるべく、「政策評価に関する基本方針」の改定等を平成 17 年内に行う。

第 4 章 当面の経済財政運営と平成 18 年度予算の在り方

3. 平成 18 年度予算における基本的考え方

(聖域なき歳出改革の堅持・強化)

- ・ 各府省は予算要求に当たっては、各施策について、成果目標を掲げ、事後評価を十分行いうる基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。また、新規施策の要求に当たっては既存施策の廃止・縮減を行う。

(重点化と抑制の考え方)

「モデル事業」の一般化への取組

- ・ 「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化した「成果重視事業」(仮称。以下同じ。)を創設し、次の要領で新たな段階へ移行する。

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）^{注1、2}に着目した目標を設定する。
- ② 各府省は、平成17年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」^{注3、4}の追加を図る。
- ③ 財務省は、これまでの「モデル事業」の取組等を踏まえ、平成19年度概算要求に先立ち、「成果重視事業」の要件等（目標設定の在り方、予算執行の弾力化措置の基準等）^{注5}を明らかにする。

(注) 1 事業ごとの目標は、単に事業規模等を示す指標ではなく、当該事業に係る施策の実現に向けた効果を計測できる指標とする。 2 施策単位の目標は、定量的な目標を原則とする。 3 いわゆる「最適化計画」に基づく情報システムの開発又は整備については、原則として「成果重視事業」として概算要求するよう検討する。 4 平成18年度予算においては、各府省は、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについて、「成果重視事業」として概算要求を行う。 5 各府省は、平成19年度概算要求においては、当該要件等に沿って「成果重視事業」として概算要求を行う。